

4月1日から

# 家電リサイクル法がスタート

## テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンを 処分するときは小売店へ

### 家電リサイクル法 での役割分担

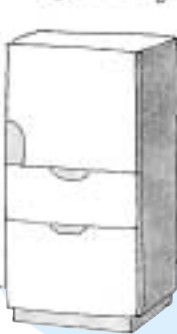
不用になった  
4品目の家電製品

エアコン

テレビ(ブラウン管式)



洗濯機



冷蔵庫



### 消費者の役割

家電小売店に連絡し、  
引き取ってもらいます  
(家電製品を購入した店か買い  
替えようとする店に連絡します)  
収集・運搬と再商品化の  
ための費用を負担します

負担する  
費用

収集・運搬料金

再商品化料金

### 家電小売店の役割

消費者から家電製品を  
引き取り、家電メーカーに  
運搬します



### 家電メーカーの役割

再商品化します



再生資源

四月一日から、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)が全国一斉に施行されます。これは、一般家庭や事業所から出た家電製品の部品や材料をリサイクルすることにより、ごみを減らし、資源を有効に活用しようとするものです。家電リサイクル法の対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの四品目です。この四品目の家電製品のリサイクルを、消費者のみなさん、家電小売店、家電メーカーのそれぞれが役割を分担して進めるようになっていきます。みなさんのご協力をお願いします。

# ここが知りたい

## 家電リサイクル法

消費者が負担する

費用はいくら？

負担する費用は、小売店の収集・運搬料金」と「メーカーの再商品化等料金」です。

### 収集・運搬料金

小売店にお尋ねください。

### 再商品化等料金

主なメーカーの公表額は次の通りです。

テレビ  
2,700円

洗濯機  
2,400円

冷蔵庫  
4,600円

エアコン  
3,500円



料金はメーカーによって異なる場合があります。詳しくは小売店にお尋ねください。

メーカーが違っていたり、

外国製品でもいいの？

家電リサイクル法の対象となる四品目の家電製品は、それを購入した店か、買い替えようとする店に連絡すれば、メーカーに関係なく、また外国製品でも引き取ってもらえます。

## 市では収集しないの？

買い替えてなく、単に不用になったときなど

家電リサイクル法の施行により、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンのリサイクルの道筋がつかまりましたので、市では四月以降はこの四品目の家電製品の収集はしません。処分は下の表にあるいずれかの方法で行ってください。

買い替えてない場合などで単に不用になって処分するときは、最寄りの小売店に相談するか、収集運搬業者をご利用ください。

ご自分で指定

引取場所に持ち込む場合は、製品のメーカーを確認の上、郵便局でリサイクル券を購入してから、指定引取場所まで運んでください。

指定引取場所案内図



小売店・メーカーには

どのようなものがあるの？

小売店には、家電量販店などの家電小売店や通信販売で家電製品を販売している事業者のほか、中古家電製品を取り扱う古物商、リサイクルショップや質屋なども含まれます。メーカーには、家電メーカーのほか、家電製品の輸入業者が含まれます。

処分の方法	負担する費用	連絡先
小売店へ引き取ってもらう	収集・運搬料金と再商品化等料金	購入した店か買い替えをしようとする店
直接、市内の指定引取場所へ持ち込む	再商品化等料金	<p>東芝・松下電器製品など 朝日金属(株)四日市工場 昌栄町16-11 ☎51-4606</p> <p>三洋電機・シャープ・ソニー 日立製作所・三菱電機製品など 日本通運(株)四日市支店 相生町3-17 ☎51-2175 (地図は上図参照)</p>
一般廃棄物収集運搬業者に指定引取場所への持ち込みを依頼する	収集・運搬料金と再商品化等料金	一般廃棄物収集運搬業者